

総 税 都 第 2 9 号
令 和 2 年 7 月 1 日

各道府県税務主管部長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

「地方消費税に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の施行に伴い、「地方消費税に係る事務の取扱いについて」（平成9年3月31日自治府第46号自治省税務局府県税課長通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましてはこの趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方消費税に係る事務の取扱いについての一部改正新旧対照表」の、「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。本通知による改正は、通知の日から施行する。

地方消費税に係る事務の取扱いについての一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
同右	<p>(国から都道府県への地方消費税の払込み)</p> <p>1 (1) 国から都道府県への地方消費税の払込みは、国税資金支払命令官財務省大臣官房会計課長から、各都道府県が指定した当該都道府県の口座へ振り込む方法によって行われるものであること。</p> <p>(2) 地方消費税の払込みが行われる場合には、国から都道府県知事に対し、別紙様式1による通知が行われるものであること(地方税法施行令(以下「令」という。)三五の一〇、令附則六の四)。なお、払込額がない月においても、別紙様式1による通知は行われるものであること。</p>
同右	<p>(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告)</p> <p>2 地方税法(以下「法」という。)第七十二条の百十二第一項の規定に基づく都道府県知事に対する報告は、毎年度八月末日までに、別表の左欄に掲げる都道府県に対し、それぞれ同表の「報告関係事務取扱税関長」の欄に掲げる税関長から、別紙様式2により行われるものであること。</p>
(1) 別紙様式2の表中、「徴収決定済額」の「〇年度分」の欄の数値は令第三十五条の十六に規定する「前年度の納付すべき貨物割額」に対応するものであり、「徴収決定済額」の「〇年度分」のうち「件数」の欄の数値は同条に規定する「前年度の貨物割の申告の件数(更正、決定及び賦課決定の件数を含む。)」に対応するものであること。	(1) 別紙様式2の表中、「徴収決定済額」の「〇年度分」の欄の数値は令第三十五条の十六に規定する「前年度の納付すべき貨物割額」に対応するものであり、「徴収決定済額」の「〇年度分」のうち「件数」の欄の数値は同条に規定する「前年度の貨物割の申告の件数(更正、決定及び賦課決定の件数を含む。)」に対応するものであること。
同右	(2) 別紙様式2による報告は、国における出納整理期間との関係から、当該年度に国が都道府県へ払い込んだ貨物割とは一致しないことに留意すること。

同右

(徴収取扱費)

- 4(1) 各都道府県ごとの各徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費基礎額の通知は、財務大臣から、各徴収取扱費算定期間ごとに、当該徴収取扱費算定期間経過後三月以内に、各都道府県知事に対し、別紙様式5により行われるものであり(令三五の一八、令附則六の一)、徴収取扱費基礎額がない場合においても、別紙様式5による通知は行われるものであること。ただし、令和2年3月から令和3年8月までの各徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費基礎額の通知は、次のとおりとなることに留意すること。

ア 令和2年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間においては、別紙様式

(譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告)

- 3 法附則第九条の十三第一項の規定に基づく都道府県知事に対する報告は、事務の効率化等の観点から、国税庁が各都道府県所在の税務署分をとりまとめた上、毎年度一月末日までに別紙様式3及び別紙様式4により国税庁長官から一括して行われるものであること。

(1) 別紙様式3の表中、表側「現年分」、表頭「件数」の各欄の数値は令附則第六条の十に規定する「前年度の譲渡割の確定申告の件数(決定の件数を含む。)」に対応するものであり、同表中、表側「現年分」のうち「一般申告及び処理」、「簡易申告及び処理」及び「納税申告計」、表頭「税額」の各欄の数値は同条に規定する「前年度に終了した課税期間に係る納付すべき譲渡割額」に対応するものであること。なお、「簡易申告及び処理」とは、仕入れに係る消費税額の計算に当たり簡易課税制度を適用したものをいい、「一般申告及び処理」とはそれ以外のものをいうものであること。

(2) 別紙様式3による報告は、課税実績を集計したものであることから、当該年度に国が都道府県へ払い込んだ譲渡割とは一致しないことに留意すること。

(徴収取扱費)

- 4(1) 各都道府県ごとの各徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費基礎額の通知は、財務大臣から、各徴収取扱費算定期間ごとに、当該徴収取扱費算定期間経過後三月以内に、各都道府県知事に対し、別紙様式5により行われるものであり(令三五の一八、令附則六の一)、徴収取扱費基礎額がない場合においても、別紙様式5による通知は行われるものであること。

5①により徴収取扱費基礎額の通知は行われることとなる。また、同年6月から同年8月までの徴収取扱費算定期間における徴収取扱費基礎額の通知については、別紙様式5中「前期還付超過額」とあるのは「4月及び5月還付超過額」と、「10/22」とあるのは「10/21」と読み替えられ、同年9月から令和3年2月までの各徴収取扱費算定期間における徴収取扱費基礎額の通知については、別紙様式5中「10/22」とあるのは「10/21」と読み替えられること。

イ 令和3年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間においては、別紙様式5②により徴収取扱費基礎額の通知は行われることとなる。また、同年6月から同年8月までの徴収取扱費算定期間における徴収取扱費基礎額の通知については、別紙様式5中「前期還付超過額」とあるのは「4月及び5月還付超過額」と読み替えられること。

(2) 都道府県知事は、徴収取扱費基礎額の通知があった場合においては、速やかに、通知があった日及び徴収取扱費基礎額により算定した徴収取扱費の額等を、貨物割に係るものについては別紙様式6により税関長（具体的には、別表の左欄に掲げる都道府県ごとに同表の「徴収取扱費事務取扱税関長」の欄に掲げる税関長とする。(3)において同じ。)に、譲渡割に係るものについては別紙様式7により国税庁長官に、通知しなければならないものであること（地方税法施行規則（以下「規則」という。）七の二の八①、規則附則三の二の三①）。この場合において、徴収取扱費基礎額により算定した徴収取扱費の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものであるとともに、徴収取扱費の額がない場合においても、この通知は行うものとする。ただし、令和2年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間における徴収取扱費の額等の通知は、貨物割に係るものについては別紙様式6①により、譲渡割に係るものについては別紙様式7①によるものであること。また、令和3年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間における徴収取扱費の額等の通知は、貨物割に係るものについては別紙様

(2) 都道府県知事は、徴収取扱費基礎額の通知があった場合においては、速やかに、通知があった日及び徴収取扱費基礎額により算定した徴収取扱費の額等を、貨物割に係るものについては別紙様式6により税関長（具体的には、別表の左欄に掲げる都道府県ごとに同表の「徴収取扱費事務取扱税関長」の欄に掲げる税関長とする。(3)において同じ。)に、譲渡割に係るものについては別紙様式7により国税庁長官に、通知しなければならないものであること（地方税法施行規則（以下「規則」という。）七の二の八①、規則附則三の二の三①）。この場合において、徴収取扱費基礎額により算定した徴収取扱費の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものであるとともに、徴収取扱費の額がない場合においても、この通知は行うものとする。

式6②により、譲渡割に係るものについては別紙様式7②によるものであること。
。なお、令和2年3月から令和4年2月までの各徴収取扱費算定期間における徴収取扱費の額の算定は次のとおりとなることに留意すること。

ア 令和2年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間

令和2年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間における貨物割に係る徴収取扱費の額については、同年3月の貨物割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.60を乗じて得た金額と同年4月及び5月の貨物割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.65を乗じて得た金額との合計額となり、譲渡割に係る徴収取扱費の額については、同年3月の譲渡割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.60を乗じて得た金額と同年4月及び5月の譲渡割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.55を乗じて得た金額との合計額となる。この場合において、合計額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ 令和3年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間

令和3年3月から同年5月までの徴収取扱費算定期間における貨物割に係る徴収取扱費の額については、同年3月の貨物割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.65を乗じて得た金額と同年4月及び5月の貨物割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.65を乗じて得た金額との合計額となり、譲渡割に係る徴収取扱費の額については、同年3月の譲渡割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.55を乗じて得た金額と同年4月及び5月の譲渡割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.55を乗じて得た金額との合計額となる。この場合において、合計額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

ウ 各年6月から同年8月まで、各年9月から同年11月まで及び各年12月から翌年2月までの各徴収取扱費算定期間

各年6月から翌年2月までの各徴収取扱費算定期間における貨物割に係る徴収取扱費の額については、当該各徴収取扱費算定期間における貨物割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.65を乗じて得た金額となり、譲渡割に係る徴収取

扱費の額については、当該各徴収取扱費算定期間における譲渡割に係る徴収取扱費基礎額に100分の0.55を乗じて得た金額となる。

同右

(地方消費税の清算)

5(1) 都道府県は、当該都道府県に払い込まれた貨物割の納付額及び譲渡割の納付額の合算額（以下「5(1)における合算額」という。）の従来分（合算額の
22分の10）

に相当する額（徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下同じ。）を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものであること（法七二の一一四①、法附則九の一五）。なお、令和元年10月から令和2年3月までは22分の10を17分の10、令和2年度は22分の10を21分の10として、清算を行うものとされている。

(2) 都道府県は、5(1)における合算額の引上げ分（合算額の
22分の12）に相当する額

を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものであること（法七二の一一四②、法附則九の一五）。なお、令和元年10月から令和2年3月までは22分の12を17分の7、令和2年度は22分の12を21分の11として、清算を行うものとされている。

同右

(3) 都道府県知事は、税関長及び国税庁長官に通知した徴収取扱費の額を当該税関長及び国税庁長官が発行する納入告知書に基づき、納入告知書に記載された納付期限までに国庫に納付するものであること（規則七の二の八②、規則附則三の二の三②）。

(地方消費税の清算)

5(1) 都道府県は、当該都道府県に払い込まれた貨物割の納付額及び譲渡割の納付額の合算額（以下「5(1)における合算額」という。）の従来分（消費税率8%（国・地方）においては17分の10、消費税率10%（国・地方）においては22分の10）

に相当する額（徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下同じ。）を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものであること（法七二の一一四①、法附則九の一五）。なお、令和元年10月から令和2年3月までは22分の10を17分の10、令和2年度は22分の10を21分の10として、清算を行うものとされている。

(2) 都道府県は、5(1)における合算額の引上げ分（消費税率8%（国・地方）においては17分の7、消費税率10%（国・地方）においては22分の12）に相当する額

を、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の都道府県に係る額を他の都道府県に対し、それぞれ支払うものであること（法七二の一一四②、法附則九の一五）。なお、令和元年10月から令和2年3月までは22分の12を17分の7、令和2年度は22分の12を21分の11として、清算を行うものとされている。

(3) 他の都道府県に支払うべき金額と、当該他の都道府県から支払を受けるべき金額は、それぞれ相殺するものであること（法七二の一一四③）。また、5(1)、(2)

同右

の清算において、各支払月における他の都道府県に対し支払うべき金額の算定に当たって端数処理を行ったことによって当該支払月に支払うことができなくなった金額については、令第三十五条の十九第三項に規定する「支払うことができなかつた金額」として、次の支払月の5(1)における合算額の従来分に相当する額、5(1)における合算額の引上げ分に相当する額に加算すること。

(地方消費税の市町村に対する交付)

- 6(1) 都道府県は、5(1)における合算額の従来分に相当する額に、5(1)の清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額（以下「6(1)における合計額」という。）の2分の1に相当する額を、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その額の2分の1の額を人口で、他の2分の1の額を従業者数で按分して交付するものであること（法七二の一五①・③、法附則九の一五）。
- (2) 都道府県は、5(1)における合算額の引上げ分に相当する額に、5(2)の清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額（以下「6(2)における合計額」という。）の2分の1に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、人口で按分して交付するものであること（法七二の一五②、法附則九の一五）。
- (3) 令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される令第三十五条の二十一の規定に基づき市町村に対して交付すべき金額を算定する場合において、同条に規定する「他の道府県から支払を受けた金額に相当する額」及び「他の道府県に支払をした金額に相当する額」については、地方公共団体情報システム機構により作成された「地方消費税【一般財源】清算による収支金額の都道府県別明細書」及び「地方消費税【社会保障財源】清算による収支金額の都道府県別明細書」の「相殺後の金額」の「千円未満控除後」のうち「支払うべき金額」又は「支払

同右

を受けるべき金額」の欄に記載された金額と実際に他の都道府県に支払をした金額又は他の都道府県から支払を受けた金額が異なるときは、これらの欄に記載された金額によること。

- (4) 6(1)、(2)の交付において、各交付月における市町村に対し交付すべき金額の算定に当たって端数処理を行ったことによって当該交付月に交付することができなくなった金額については、令第三十五条の二十一第三項に規定する「交付することができなかつた金額」として、次の交付月の6(1)における合計額の2分の1に相当する額、6(2)における合計額の2分の1に相当する額に加算すること。

(地方消費税の使途)

- 7(1) 都道府県は、6(2)における合計額から6(2)により当該都道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるものであること（法七二条の一六①）。
- (2) 市町村は、6(2)により都道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものであること（法七二条の一六②）
- (3) 上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号）を参照すること。

様式 4

別紙様式 4

知事 殿

徴徴 一
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官



地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況について

地方税法附則第9条の13第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況（令和〇年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので下表のとおり報告します。

	① 期首滞納 (前期繰越)	② 新規発生 滞納	③ (①+②) 要整理 滞納	④ 処理済 滞納	⑤ (③-④) 滞納残高 (次期繰越)	内滞納処 分の停止
件数	件	件	件	件	件	件
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

- (注) 1 件数とは、滞納人員ではなく、納期限ごと、本税、加算税、延滞税、利子税ごとに1件とカウントしている。ただし、本税、加算税及び利子税のうち2以上が同一の督促状により督促される場合には、それらを併せて1件となる。
- 2 「内滞納処分の停止」欄は、滞納残高のうち既に滞納処分の停止を行っているものである。

様式 4

別紙様式 4

知事 殿

徴徴 一
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官



地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況について

地方税法附則第9条の13第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況（令和〇年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので下表のとおり報告します。

	① 期首滞納 (前期繰越)	② 新規発生 滞納	③ (①+②) 要整理 滞納	④ 処理済 滞納	⑤ (③-④) 滞納残高 (次期繰越)	内滞納処 分の停止
件数	件	件	件	件	件	件
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

- (注) 1 件数とは、滞納人員ではなく、納期限ごと、本税、加算税、延滞税ごとに1件とカウントしている。ただし、本税と加算税とが同一の督促状により督促される場合には、それらを併せて1件となる。
- 2 「内滞納処分の停止」欄は、滞納残高のうち既に滞納処分の停止を行っているものである。

別紙様式 5

徴収取扱費基礎額通知書

各都道府県知事 宛

令和 年 月 日
財務大臣 印

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/17≥0)	当期還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考
貨物制							
譲渡制							

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 1 用紙寸法は、日本産業規格A列4とする。

2 必要があるときは、上記の事項を記載するものをもって代えることができる。

様式 5

別紙様式 5

徴収取扱費基礎額通知書

各都道府県知事 宛

令和 年 月 日
財務大臣 印

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/22≥0)	当期還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考
貨物制							
譲渡制							

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 []

様式 5

様式5①

別紙様式5①

各都道府県知事宛

徴収取扱費基礎額通知書

令和 年 月 日
財務大臣 印

令和2年3月～令和2年5月分

1. 3月分 (単位：円)

区分	納付額①	還付額②	還付金等返納額③	前期還付超過額④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/17≥0)	3月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

2. 4月及び5月分 (単位：円)

区分	納付額①	還付額②	還付金等返納額③	3月還付超過額④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/21≥0)	4月及び5月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

(注) 上段内書込、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 [略]

様式5①

様式5②

別紙様式5②

各都道府県知事 宛

徴収取扱費基礎額通知書

令和 年 月 日
財務大臣 印

1. 3月分

令和 3 年 3 月 ~ 令和 3 年 5 月 分

(単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返却額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/2120)	3月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

2. 4月及び5月分

(単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返却額 ③	3月還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/2220)	4月及び5月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

(注) 上段内書状、前年度決算整理期間(4月及び5月)分である。

備考 [略]

様式5②

様式 6

別紙様式 6

令和 年 月 日

税関長 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第7条の2の8第1項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和 年 月から令和 年 月まで		令和 年 月 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.65}{100}$	円

様式 6

別紙様式 6

令和 年 月 日

税関長 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第7条の2の8第1項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和 年 月から令和 年 月まで		令和 年 月 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.60}{100}$	円

様式6①

別紙様式6①

令和 年 月 日

税関長 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第7条の2の8第1項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和2年3月から令和2年5月まで		令和 年 月 日
令和2年3月の徴収取扱費基礎額	率	$\frac{0.60}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.60}{100}$	円
令和2年4月及び5月の徴収取扱費基礎額	率	$\frac{0.65}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.65}{100}$	円
徴収取扱費の額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和2年3月の徴収取扱費基礎額に100分の0.60を乗じて得た金額と令和2年4月及び5月の徴収取扱費基礎額に100分の0.65を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100分の0.60を乗じて得た金額」と「100分の0.65を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100分の0.60を乗じて得た金額」と「100分の0.65を乗じて得た金額」の合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式6①

様式 6 ②

別紙様式 6 ②

令和 年 月 日

税関長 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第 7 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間	徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日	
令和 3 年 3 月 から 令和 3 年 5 月 まで	令和 年 月 日	
令 和 3 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.65}{100}$	円
令 和 3 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.65}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額	円	

※「徴収取扱費の額」は、令和 3 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額と令和 3 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」それぞれの合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 6 ②

様式 7

別紙様式7

令和 年 月 日

国税庁長官 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第3条の2の3第1項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和 年 月から令和 年 月まで		令和 年 月 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.55}{100}$	円

様式 7

別紙様式7

令和 年 月 日

国税庁長官 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第3条の2の3第1項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和 年 月から令和 年 月まで		令和 年 月 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.60}{100}$	円

様式 7 ①

別紙様式7①

令和 年 月 日

国税庁長官 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第3条の2の3第1項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和2年3月から令和2年5月まで		令和 年 月 日
令和2年3月の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.60}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.60}{100}$	円
令和2年4月及び5月の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和2年3月の徴収取扱費基礎額に100分の0.60を乗じて得た金額と令和2年4月及び5月の徴収取扱費基礎額に100分の0.55を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100分の0.60を乗じて得た金額」と「100分の0.55を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100分の0.60を乗じて得た金額」と「100分の0.55を乗じて得た金額」の合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 7 ①

様式 7 ②

別紙様式 7 ②

令和 年 月 日

国税庁長官 殿

印

地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 3 年 3 月 から 令和 3 年 5 月 まで		令和 年 月 日
令 和 3 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
令 和 3 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和 3 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額と令和 3 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」それぞれの合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 7 ②

